地籍調査Q&A・その2

第10回

えします。今回は、より実務的なQ&Aをお 伝えします。 今 回 地籍調査についての簡単なQ&Aをお伝 ij 広報10月号の「その1」に引き続

もしれませんが、正しい面積を測量しただけで、 現在の土地登記簿の面積と比べて差異が生じるか 積を正しく把握する』事業です。 再測量の結果が 再測量を行うという『現在使用している土地の面 減ったりするって聞いたんだけど…? 面積が増えたり減ったりする訳では有りません。 ている現状に沿って境界を確認して、その境界で A6…地籍調査とは、地権者の皆さんが現在使っ Q6…地籍調査を行うと、 土地の面積が増えたり

者さんとの話合いの上決めてい A7…境界の位置は、 ます。境界の位置によっては塀 を壊さないと駄目ですか? Q7…隣の家との境に塀があ 隣接地権

隣の地権者さんとの話合いは必要だと思われます。 お隣の土地に建っているということになれば、 りません。 に我々調査員から伝える(お願いする)ことはあ 調査の目的なので、既にある塀や建物を壊すよう 正確な地図(新たな公図)を作ることが地籍 は、我々には分かりませんが、現状に沿った ただくものなので、境界がどの位置に来るか しかし、仮に調査の結果、自分の塀が



相続していない 相続人に出席 110

れに関しては、地籍調査の範囲内で処理を行うこ きます。次に名義人の変更等についてですが、こ いう代表者を選任した旨の書類を提出していただ 出席をお願いします。その際『代表者選任届』と 相続人の中で代表者を決めていただき、その人に A8…まず立会いに関してですが、 Q8…何代も前の名義人のまま、 していただきます。複数の相続人がいる場合は、 土地があるんだけどどうしたらいいの?

> 願いします とはできませんので、 個人間で相続の手続きをお

確認する重要な機会ですので、 は土日祝日も閲覧を行います。 ですが、初日を除く20日間の期間を設け、 覧の場所は役場内を予定しています。 閲覧の期間 度に閲覧を行う形となります。現在のところ、閲 覧を予定しています。基本的に、現地調査の翌年 地区に関しては、 ていつ頃、どこで、何日位やるの Q9…広報(12月号)でも紹介されてい ますので、その翌年度(平成21年度) A9…上三川町で一番初めに現地調査が行われる 現地調査が平成20年度に行われ 調査に該当した地 地籍調査の結果を の後半に閲 た「閲覧」っ 期間 内

